

命綱固定アンカー設置補助金

住宅の雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を補助します。



主な要件

- ・ 市内に所在しており、自らが居住し又は所有していること。
 - ・ 市内事業者(支店、営業所含む。)が施工すること。
 - ・ 一戸建て住宅及び付属建物(1/2以上が住居部分となっている併用住宅を含む)。
- ※克雪住宅(屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅)は対象外。

対象となる工事

- ・ 屋根雪除雪安全対策として命綱を取付ける金具等を設置する工事
- ※11月末までに設置工事を完了する必要があります。

補助金の額

工事費に2分の1を乗じて得た額とし、1棟当たり10万円を上限とします。
※1000円未満の端数があるときは切り捨てるものとします。

申請方法

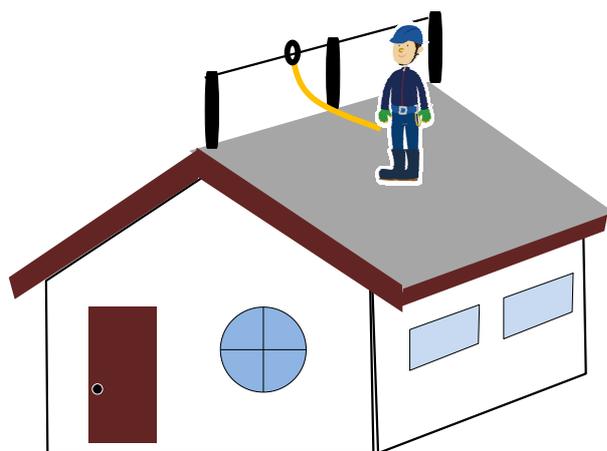
建築課窓口またはHPにある申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

・工事着手前に提出するもの

- ①三条市命綱固定アンカー設置補助金交付申請書(様式第1号)
- ②補助対象経費に係る見積書の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

・工事完了後に提出するもの

- ①三条市命綱固定アンカー設置補助金実績報告書(様式第7号)
- ②補助対象経費に係る領収書の写し
- ③工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真
- ④その他市長が必要と認める書類



申請受付窓口・問合せ先

三条市 建設部 建築課 審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話:0256-34-5727

HP: <https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>

メールアドレス: kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp